

福利厚生事業の状況

筑北村では、地方公務員法第42条に基づき職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を次により実施しています。

1 平成30年度事業内容及び決算の状況

長野県市町村職員互助会（筑北村職員互助会）

職員の福利厚生と職場の親睦を深めることを目的に「筑北村職員互助会」を組織し、県内の市町村や一部事務組合等で組織された「長野県市町村職員互助会」に加入しています。平成30年度の会員数は86人で、職員からの掛金（給料月額 \times 1,000分の2.8を毎月徴収）と、村の負担金（給料総額 \times 1,000分の2.3）により運営されています。

主な事業内容としては、健康増進やメンタルヘルスなどの事業実施のほか、各種祝金、見舞金などの給付事業があります。

【平成30年度決算の状況】 会員数 86人

- ・職員掛金（個人負担） 937千円
- ・村負担金（公費負担） 770千円（公費負担率45.1%）
- ・職員一人当たり \times 換算した公費負担額 8,954円

2 平成31年度事業内容及び予算の状況

加入組織及び事業内容等は平成30年度と変更はありません。

【平成31年度予算の状況】 会員数 86人

- ・職員掛金（個人負担） 933千円
- ・村負担金（公費負担） 766千円（公費負担率45.1%）
- ・職員一人当たり \times 換算した公費負担額 8,907円